

第4章 法人の管理・運営について

1 指定NPO法人の報告義務

(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の提出

指定NPO法人は、毎事業年度終了の日から3か月以内に、下表①～⑨に掲げる書類を市長に提出しなければなりません（条例13、規則33）。

（注1）すべてのNPO法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度1回、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります（法29）。

○ 市長に毎事業年度提出する書類一覧

	提出書類	参照ページ
①	控除対象特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書	107
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 (内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要)	前事業年度の収益の明細など
③	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	
④	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 イ 役員等 ^(注1) との取引	
⑤	寄附者（当該指定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 ^(注2) で、前事業年度における当該指定NPO法人に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限り）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	
⑥	役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類	
⑦	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
⑧	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	
⑨	指定基準に適合している旨を説明する書類（P61～92）のうち、条例第4条第1項第5号、第6号ア及びイ、第7号、第8号、第9号に掲げる基準に適合している旨を説明する書類及び欠格事由（第6条各号）のいずれにも該当していない旨を説明する書類（P93、94） ※指定基準等チェック表（第5～9表）、欠格事由チェック表	
		61～94

（注）④欄の「役員等」及び⑤欄の「特殊の関係」の詳細については、114ページを御参照ください。

○ 市長に毎事業年度提出する書類一覧（北海道所轄NPO法人の場合）

提出書類		参照ページ
①～⑨	前記①～⑨	61～94 107～114
⑩	特定非営利活動法人事業報告書等提出書	特定非営利活動法人の手引き（管理・運営編）P3
⑪	事業報告書（前事業年度分）	事業報告書等
⑫	貸借対照表（前事業年度分）	
⑬	活動計算書（前事業年度分）	
⑭	財産目録（前事業年度分）	
⑮	年間役員名簿（前事業年度分）	
⑯	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面（前事業年度末日現在）	
⑰	役員名簿（最新のもの）	
⑱	定款等（定款、定款の認証及び登記に関する書類の写し：最新のものの）	

(2) 助成金の報告

指定NPO法人は、助成金の支給を行ったときは、次に掲げる書類を作成し、市長に提出しなければなりません（条例13②、規則33②）。

○ 助成金の報告

	書類の作成時期	作成（提出）書類	参照ページ
助成金の支給を行った場合	支給後遅滞なく	助成の実績を記載した書類	115

(3) その他の報告（変更の届出）（条例10①、規則29）

指定NPO法人は、次表に掲げる「提出するとき」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を提出する必要があります。

	提出するとき	提出書類	対象法人
①	法人の代表者の氏名、事務所の所在地（変更認証が必要な場合を除く）、現に行っている事業の概要及び事業年度を変更等をした場合	①控除対象特定非営利活動法人変更届出書	全ての指定NPO法人
②	役員の氏名、住所、居所に変更等をした場合	①控除対象特定非営利活動法人変更届出書 ②変更後の役員名簿 ③役員が新たに就任した場合は、 ア その役員が条例第6条（役員の欠格事由）に該当しないことを誓約し、就任を承諾する書面の写し イ 当該役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの	北海道所轄の指定NPO法人
③	定款を変更した場合	①控除対象特定非営利活動法人変更届出書 ②変更後の定款 ③当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ④登記事項証明書（法人の登記事項に係る変更の場合に限る） ⑤その他所轄庁及び所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項	

2 指定NPO法人の情報公開

(1) 指定NPO法人の情報公開（備置き、閲覧）

指定NPO法人は、以下の書類について、その事務所に備え置くとともに、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています。（P102の「指定NPO法人又は市における閲覧等書類一覧」参照）（条例11・12）

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、規則31で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

※①～②の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます（条例11②）。

(2) 指定NPO法人の情報公開（インターネット）

指定NPO法人は、上記の書類のうち、①～③、⑥及び⑦の一部について、自らのホームページ等において、インターネットにより公開しなければなりません。（P102「指定NPO法人又は市において閲覧等書類一覧」参照）（条例12⑤）

(3) 市長の情報公開（閲覧・謄写）

市長は、指定NPO法人から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、これを閲覧させ、又は謄写させることとしています。（条例14、規則34）

《指定NPO法人又は市における閲覧書類等一覧》

指定NPO法人又は市において閲覧等（市においては謄写も可能です。）の対象となる書類及びその閲覧等が可能な期間は次の通りです（注1）。

書類名	指定NPO法人					市長					
	作成時期	備置期間	公開			提出時期	公開				
			閲覧	インターネット	期間		閲覧謄写	期間			
指定の申出書に添付した実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（条例第4条第1項第2号ア又はイに適合する法人のみ）	申出時	—	—	—	—	申出時	—	—			
指定の申出書に添付した指定の基準（更新時は条例第4条第1項第10号を除く）に適合している旨を説明する書類及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類	申出・更新時	指定の有効期間中	○	—	指定の有効期間中	申出・更新時	○	指定の有効期間中			
指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			○	—			○				
事業報告書等（注2）	事業年度終了後3ヶ月以内	作成日から5年を経過する日を含む事業年度の末日まで	○	○	作成日から5年を経過する日を含む事業年度の末日まで	事業年度終了後3ヶ月以内	○	過去5年間に提出を受けたもの			
			計算書類（活動計算書、貸借対照表）	○					○		
			財産目録	○					○		
			年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）	○					—		
			社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面	○					—		
役員名簿（注2）	変更時	最新のもの	○	—	最新のもの	変更後遅滞なく	最新のもの				
定款			○	○							
定款の認証及び登記に関する書類の写し			○	—							
前事業年度の寄附者名簿（注3）	事業年度終了後3ヶ月以内	作成の日から5年	—	—	—	—	—				
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程			○	○							
収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類			○	—							
			資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	○				○			
次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 ・収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ・役員等との取引			○	—							
			寄附者(当該控除対象特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限ります。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○				—			
役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類			○	○							
イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項			○	○							
支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類			○	—							
海外への送金又は金銭の持ち出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類			○	—							
指定基準のうち、条例第4条第1項第5号、第6号ア及びイ並びに第7号から第9号までに掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類			○	—							
助成金の支給の実績を記載した書類			支給後遅滞なく	○				—	支給後遅滞なく	○	—

（注1） 備置、閲覧は、市内のすべての事務所において行う必要があります。また、認証NPOでは、閲覧請求者がその社員その他の利害関係人に限定されていますが、指定NPOでは、正当な理由がある場合を除きすべての請求者に閲覧させる必要があります。

（注2） 指定NPO法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます（条例11②）。市が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければなりません（法30）。

（注3） 前事業年度の寄附者名簿については、上記のほか、事業年度終了後3ヶ月を経過する日から5年間、主たる事務所に備え置く必要もありません。（地規1の18）

3 指定NPO法人に対する監督等

(1) 指定NPO法人に対する報告及び検査

- ① 市長は、指定NPO法人が法令、法令に基づく行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定NPO法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。
また、市長は、その職員に当該指定NPO法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます。(条例 17①)
- ② 上記①の検査については、次のように定められています。
 - ア 市長は、当該検査をする職員に、上記①の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、指定NPO法人の役員等に提示させることとしています。(条例 17②)
 - イ 市長が、上記①の検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記アの書面の提示を要しないこととしています。(条例 17③)
 - ウ 上記イの場合において、市長は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、指定NPO法人の役員等に上記イの書面を提示させることとしています。(条例 17④)
 - エ 上記①の検査をする職員が、当該検査により上記ア又はウで理由として提示した事項以外の事項について、①の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではありません。この場合、ア又はイの規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとしています。(条例 17⑤)
 - オ ①の検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければなりません。また、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません。(条例 17⑥、⑦、規則 39)

(2) 指定NPO法人に対する勧告、命令等

- ① 市長は、指定NPO法人について、(4)②ア～ウの指定の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該指定NPO法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます。(条例 18①)
- ② 市長は、上記①の規定による勧告を受けた指定NPO法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該指定NPO法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます。(条例 18②)
- ③ 上記①の勧告並びに②の命令は、書面により行うよう努めなければなりません。(条例 18③)
- ④ 市長は、上記①の勧告又は②の命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公表しなければなりません。(条例 18④)

(3) その他の事業の停止

- ① 市長は、その他の事業を行う指定NPO法人につき、その他の事業から生じた利益が、当該指定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該指定NPO法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます。(条例 19①)
- ② 市長は、上記①の命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示しなければなりません。(条例 19②)

(4) 指定NPO法人の指定の取消し

- ① 市長は、指定NPO法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しに必要な手続を行わなければなりません。(条例 20①)
 - ア 市内に主たる事務所を有しなくなったとき
 - イ 欠格事由(指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由についてはP52~53を参照願います。)のいずれかに該当するとき
 - ウ 偽りその他不正の手段により指定又は指定の有効期間の更新を受けたとき
 - エ 指定の有効期間が経過したとき(有効期間の更新の申出をした場合を除く)。
 - オ 指定の有効期間の更新の申出をした場合であって、指定の基準に適合しないと市長が認めたとき
 - カ 合併の届出をした場合であって、合併後のNPO法人が指定の基準に適合しないと市長が認めたとき
 - キ 正当な理由がなく、上記(2)②の命令又は(3)①のその他の事業の停止命令に従わないとき
 - ク 指定NPO法人から指定の取消しの申出があったとき
 - ケ 指定NPO法人が解散したとき
- ② 市長は、指定NPO法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しに必要な手続を行うことができます(条例 20②)。
 - ア 条例第4条第1項第5号(運営組織及び経理に関する基準(P46~48参照))、同項第6号ア・イ(事業活動に関する基準(P48~49参照))、同項第9号(不正行為等に関する基準(P51参照))に掲げる基準に適合しなくなったとき
 - イ 条例第10条の規定に違反して変更の届出を市長に提出(P100参照)しないとき、又は、第16条第1項の規定に違反して合併の届出を市長に提出(P133参照)しないとき
 - ウ 正当な理由がないのに、条例第11条第1項又は第12条第4項の規定(指定NPO法人の情報公開(P49~50参照))に違反して、書類を閲覧させないとき、又は虚偽の書類を閲覧させたとき
 - エ 条例第11条第2項又は第12条第5項の規定(指定NPO法人の情報公開(P49~50参照))に違反して、書類を公表しないとき、又は虚偽の書類を公表したとき
 - オ 条例第12条第1項(条例第16条第3項において準用する場合を含む。)又は第2項及び第3項の規定(指定NPO法人の情報公開(P49~50参照))に違反して、書類を備え置かないとき、又はこれに記載すべき事項を記載しないとき、若しくは不実の記載をしたとき
 - カ 法29条の規定に違反して事業報告書等を所轄庁に提出(P99参照)しないとき、又は、条例第13条の規定に違反して役員報酬規程等を市長に提出(P98参照)しないとき
 - キ 条例第17条第1項(指定NPO法人に対する報告及び検査(P103参照))の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
 - ク 上記ア~キのほか、法令又は法令に基づく行政庁の処分に違反したとき

③ 指定の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。

ア 上記(4)①又は②の指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該指定NPO法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています。(条例 20③)

イ 所轄庁は、上記③アの請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該指定法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています。(条例 20④)

ウ 市長は、指定を取り消したときは、その理由を付した書面をもって指定を受けていたNPO法人にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています。(条例 20⑤)

④ 市長は、指定の取消し等この条例の施行のため必要があると認めるときは、官庁、他の公共団体等に照会等を行うこととしています。(条例 21)

ア 欠格事由の概要 (P52～53 参照) の(1)④及び(6)の事由 道府県警察本部長

イ 欠格事由の概要 (P52～53 参照) の(4)及び(5)の事由 都道府県知事又は関係市町村長

控除対象特定非営利活動法人変更届出書

年 月 日 北広島市長 様	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 FAX番号
	フリガナ法人の名称	
	フリガナ代表者の氏名	
	指定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

次の事項について変更したので、北広島市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第 10 条の規定により、届け出ます。

変更事項	変更後	変更前	変更年月日

備考

- 1 この届出書は、条例第 10 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があったときで、特定非営利活動促進法第 25 条第 4 項の規定による申請又は同条第 6 項若しくは同法 23 条第 1 項の規定による届出を市長に行っていない事項に係る変更を届け出る場合に使用すること。
- 2 「指定の有効期間」の欄には、直近の指定を受けた日から継続している有効期間を記載すること。
- 3 条例第 10 条第 1 項各号に掲げる事項の変更の届出にあつては、変更事項の内容を説明する書類を添付すること。
- 4 役員の氏名又は住所若しくは居所の変更の届出にあつては、変更後の役員名簿及び条例第 6 条第 1 号に該当しない旨を説明する書類を添付すること。
- 5 定款の変更にあつては、変更後の定款及び次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付すること。
 - (1) 特定非営利活動法人の登記事項に係る変更の場合 登記事項証明書
 - (2) (1)以外の場合 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものにあつては、当該認証を受けたことを証する書類の写し）

控除対象特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書

年 月 日 北広島市長 様	主たる事務所の 所在地	〒 電話番号 FAX番号
	フリガナ 法人の名称	
	フリガナ 代表者の氏名	
	指定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日
	事業年度	月 日～ 月 日

北広島市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第13条第1項の規定により、次の書類を提出します。

記

- 1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、提出することを要しない。）

提出しない場合

最後に役員報酬の支給に関する規程を提出した事業年度（_____年度）

最後に職員給与の支給に関する規程を提出した事業年度（_____年度）

- 2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の次に掲げる事項を記載した書類

(1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

(2) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

イ 役員等との取引

(3) 寄附者（当該控除対象特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

(4) 役員等に対する報酬又は給与の状況

ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（イに係る部分を除く）

イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

(5) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

(6) 海外への送金又は金銭の持ち出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日

- 3 条例第4条第1項第5号、第6号ア及びイ並びに第7号から第9号までに掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

北広島市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第12条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

2 取引の内容に関する事項 [②次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ア：収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 イ：役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [④イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）、ロ 給与を得た職員の総数及び総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者（注1）（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外のもので「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	年 月 日～ 年 月 日
------	--------------

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
	円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑤支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
	合 計	円		

6 海外への送金等に関する事項 [⑥海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円

※この書類は市へ提出する必要はありません。

資産の譲渡等の内容に関する事項 [資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲 渡 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付に係る料金及び条件等

貸 付 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役 務 の 提 供 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

「北広島市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第12条第2項第3号に定める事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

- (1) 欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。
- (2) 欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。
- (3) 欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1) 及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項) この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上の者について記載します。

(注意事項) この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは3親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(市への提出は不要ですが、NPO法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。)

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

別記第 6 号様式(第 33 条関係)

控除対象特定非営利活動法人助成金支給実績提出書

年 月 日 北広島市長 様	主たる事務所の所在地	〒		電話番号 FAX番号
	フリガナ 法人の名称			
	フリガナ 代表者の氏名			
	指定年月日	年 月 日		
	指定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日		
助成金の支給を行ったので、北広島市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第 13 条第 2 項の規定により、その助成の実績を次のとおり提出します。				
支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等	
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		

備考

助成の実績について書ききれない場合は、別紙に記載の上添付すること。

別記第 8 号様式(第 35 条関係)

控除対象特定非営利活動法人解散届出書

年 月 日 北広島市長 様	主たる事務所の所在地	〒 電話 番号 F A X 番号
	フリガナ 法人の名称	
	フリガナ 清算人の氏名	
	清算人の住所又は居所	〒 電話 番号 F A X 番号
	指定年月日	年 月 日
	指定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日
次のとおり控除対象特定非営利活動法人を解散したので、北広島市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第 15 条の規定により、届け出ます。		
1 解散年月日		
2 解散の理由		
3 残余財産の処分方法		

備考

- 1 市の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人であって特定非営利活動促進法第 31 条第 2 項の規定による市長の認定を受けている場合又は同条第 4 項の規定による届出を既に市長に行っている場合は、この届出を要しない。
- 2 解散した控除対象特定非営利活動法人であって条例第 16 条第 1 項の規定による届出を既に市長に行っている場合は、この届出を要しない。
- 3 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。